



平成 26 年 8 月 7 日

## 国連「女性のエンパワーメント原則」への署名について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：國井 英夫）は、国連が提唱する企業の行動規範「女性のエンパワーメント原則」に署名いたしましたので、お知らせいたします。

「女性のエンパワーメント原則」は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）と国連グローバル・コンパクト（UNGC）が共同で作成した企業の行動原則です。

本原則に経営者自らが署名することは、女性が社会的にその力を発揮できるような労働環境・社会環境を整備することに対する企業の強い意思を国内外に示すことにつながります。

女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

### 【ご参考】「女性のエンパワーメント原則」の7原則

1. トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進
2. 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃
3. 健康、安全、暴力の撤廃
4. 教育と研修
5. 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動
6. 地域によるリーダーシップと参画
7. 透明性、成果の測定、報告

当行では、早くから女性支店長を輩出し、女性の役席登用を積極的に進めてまいりました。また、契約行員の行員登用や退職行員の再雇用など、雇用制度の改定にも継続して取り組んでおります。

「女性のエンパワーメント原則」への署名を契機として、これまでの取り組みをより発展させ、女性が活躍できる環境の整備、ひいては従業員1人1人が持てる能力を最大限発揮できる企業風土の醸成に努めてまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先 人事部 鈴木（友） TEL：0235-28-2419